

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年10月3日提出
【計算期間】	第10計算期間 （自 平成22年7月11日から平成23年7月10日）
【ファンド名】	ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 石橋 俊朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	長谷川 英男
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-5695-2111
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的とします。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	独立区分	E T F
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数（東証電気機器株価指数）

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「E T F」…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他の指数」…日経225、T O P I Xにあてはまらないすべてのもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株
価指数の変動率に一致させることを目的として、東証電気機
器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）
の株式に投資します。

- 東証電気機器株価指数を構成する全銘柄を、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。

東証電気機器株価指数について

- ◆東証電気機器株価指数は、TOPIX（東証株価指数）の算出対象銘柄を「証券コード協議会」が定める業種区分に基づき33業種に分類して指数化した「業種別指数」の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、「電気機器」に分類されるすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。
- ◆1968年（昭和43年）1月4日（基準日）の時価総額を100として、東京証券取引所が算出・公表しております（注1参照）。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します（注2参照）。

（注1）算出方法：毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 100

（注2）基準時の時価総額の修正方法：

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正前日の時価総額}$$

- ・東証電気機器株価指数の指数値および東証電気機器株価指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所という。）の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利及び東証電気機器株価指数の商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有する。
- ・（株）東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証電気機器株価指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証電気機器株価指数の商標の変更若しくは使用の停止を行なうことができる。
- ・（株）東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
- ・（株）東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また（株）東京証券取引所は、東証電気機器株価指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ・「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」は、東証電気機器株価指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用するが、「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の純資産価額と東証電気機器株価指数の間に乖離が発生することがある。
- ・「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」は、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
- ・（株）東京証券取引所は、「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の購入者又は公衆に対し、「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。
- ・以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は「ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数」の発行等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、株式により行ないます。

- ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（東証電気機器株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

●受益権を株式と交換することができます。

- ・受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- ・解約申込により受益権を換金することはできません。

●収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
決算日は毎年7月10日です。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- (b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年3月28日 信託契約締結、当初設定、運用開始
平成14年3月29日 受益証券を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。

受託会社	住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況（平成23年7月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525 株	100.00 %

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証電気機器株価指数の変動率に一致させることを目的として、東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。
- ② 東証電気機器株価指数を構成する全銘柄を、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に応じて組入れることを原則とします。

- ③ 前①および前②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- ④ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。

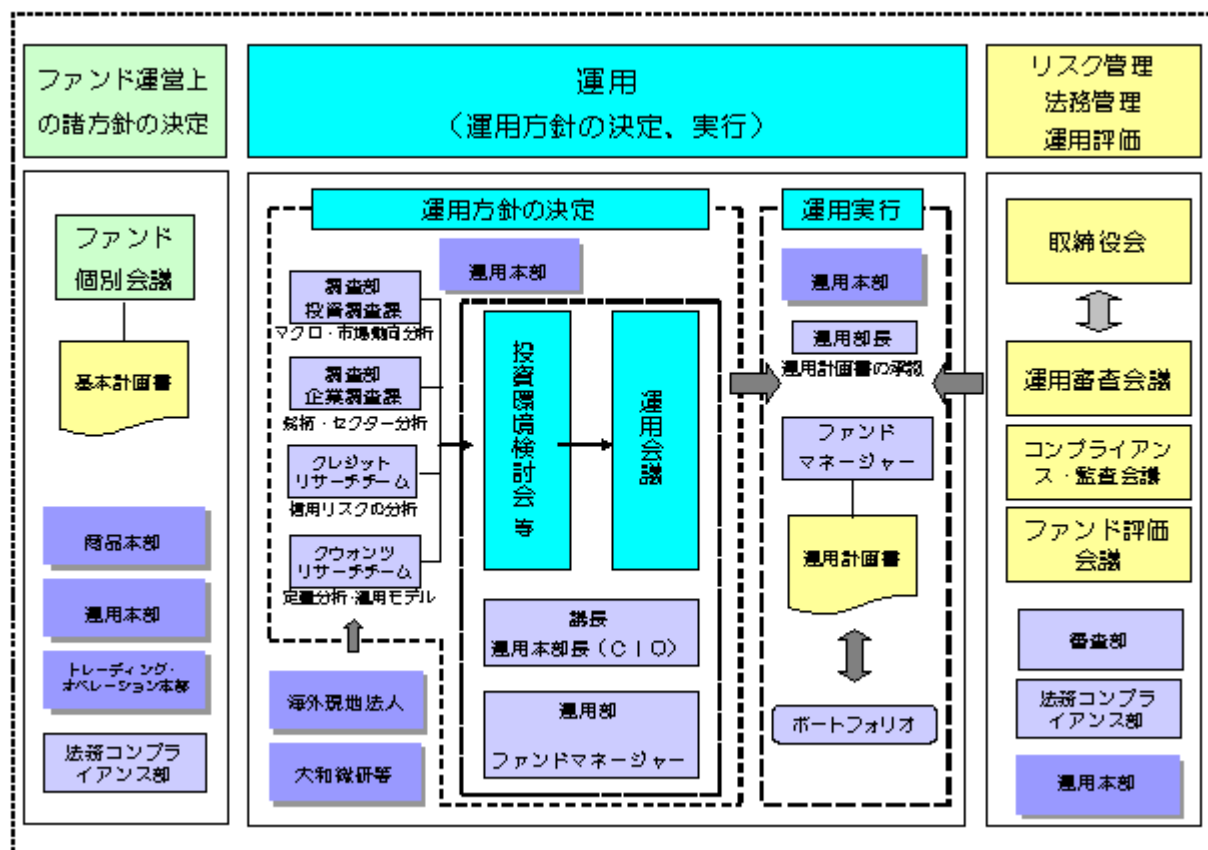
(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)③に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.の証券または証書を「株式」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

- ① 運用体制
- ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（C I O）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（C I O）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成23年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りでは

ありません。

ロ. 前イ. にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 先物取引等（信託約款）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないますので、「電気機器」に分類される企業の株価が下落する局面では、基準価額が大きく下落することがあります。また、同指数の時価総額構成比率から算出される株数の比率に

応じて組入れることを原則としますので、一銘柄の組入比率が高くなり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす影響が大きくなる可能性があります。

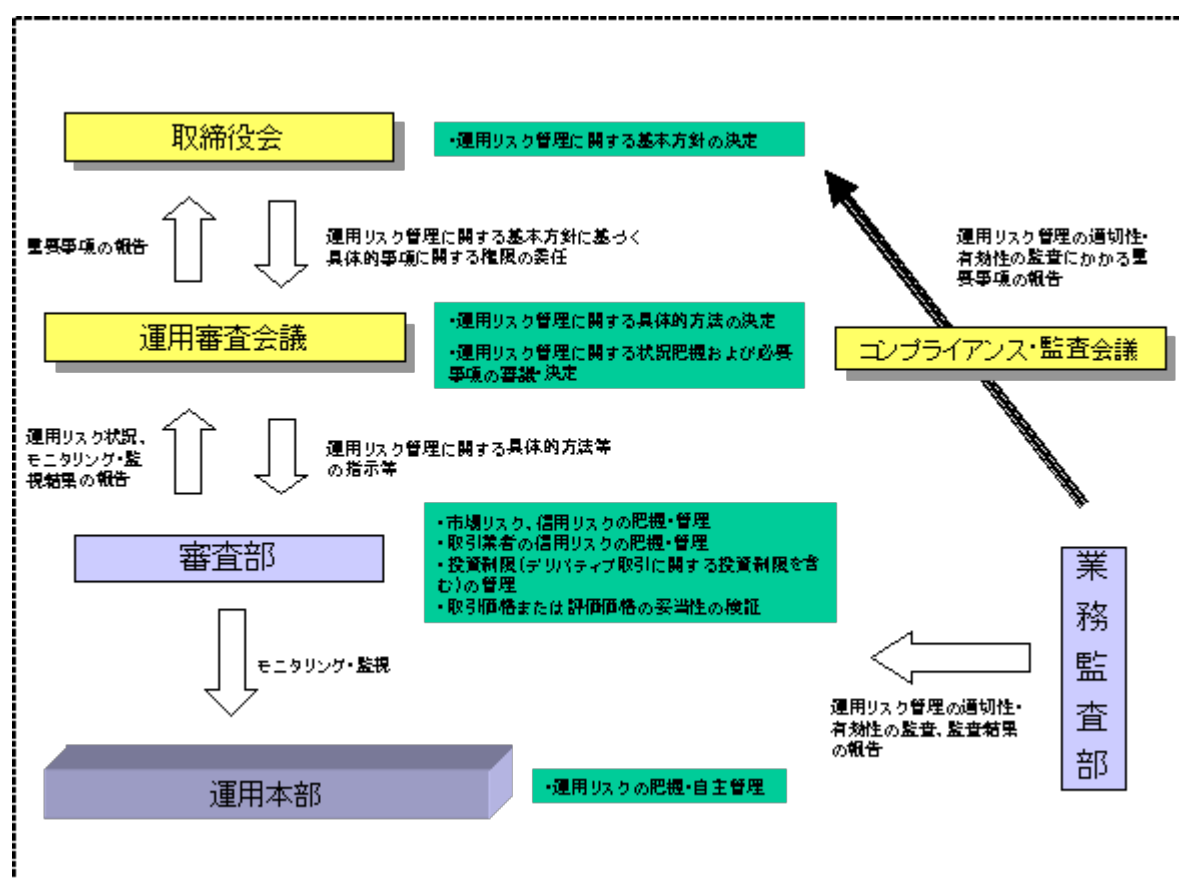
② その他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

1. 信託財産の純資産総額に年率10,000分の23.1（税抜10,000分の22）以内（提出日現在は、年率10,000分の23.1（税抜10,000分の22））を乗じて得た額

2. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の52.5（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の52.5（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 前①1.の信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとします（提出日現在）。

イ. 委託会社 年率10,000分の12.6（税抜10,000分の12）

ロ. 受託会社 年率10,000分の10.5（税抜10,000分の10）

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と通算できます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の受益者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

法人税の計算において、税額控除制度が適用されます。

益金不算入の対象となります。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

(※) 上記は、平成23年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年7月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	1,255,994,300	99.63
内 日本	1,255,994,300	99.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,694,058	0.37
純資産総額	1,260,688,358	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成23年7月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	キャノン 日本	株式 電気機器	47,500	3,920 186,200,000	3,750 178,125,000	— —	14.13%
2	ファナック 日本	株式 電気機器	8,000	14,200 113,600,000	14,610 116,880,000	— —	9.27%
3	ソ ニ ー 日本	株式 電気機器	43,000	2,207 94,901,000	1,947 83,721,000	— —	6.64%
4	日 立 日本	株式 電気機器	172,000	483 83,076,000	479 82,388,000	— —	6.54%
5	パナソニック 日本	株式 電気機器	89,100	1,009 89,901,900	923 82,239,300	— —	6.52%
6	三菱電機 日本	株式 電気機器	77,000	943 72,611,000	907 69,839,000	— —	5.54%
7	東 芝 日本	株式 電気機器	151,000	424 64,024,000	400 60,400,000	— —	4.79%
8	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	6,400	8,480 54,272,000	8,250 52,800,000	— —	4.19%
9	村田製作所 日本	株式 電気機器	8,100	5,420 43,902,000	5,010 40,581,000	— —	3.22%
10	キーエンス 日本	株式 電気機器	1,700	22,560 38,352,000	21,770 37,009,000	— —	2.94%
11	富 士 通 日本	株式 電気機器	74,000	483 35,742,000	454 33,596,000	— —	2.66%
12	日本電産 日本	株式 電気機器	3,800	7,700 29,260,000	7,660 29,108,000	— —	2.31%
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	6,000	4,565 27,390,000	4,160 24,960,000	— —	1.98%
14	シャープ 日本	株式 電気機器	34,000	756 25,704,000	711 24,174,000	— —	1.92%
15	リ コ ー 日本	株式 電気機器	23,000	926 21,298,000	832 19,136,000	— —	1.52%
16	オムロン 日本	株式 電気機器	8,500	2,258 19,193,000	2,171 18,453,500	— —	1.46%

17	日本電気	日本	株式 電気機器	99,000	190 18,810,000	176 17,424,000	— —	1.38%
18	T D K	日本	株式 電気機器	4,300	4,530 19,479,000	3,990 17,157,000	— —	1.36%
19	ロー ム	日本	株式 電気機器	3,800	4,735 17,993,000	4,500 17,100,000	— —	1.36%
20	コニカミノルタHLDGS	日本	株式 電気機器	20,000	688 13,760,000	626 12,520,000	— —	0.99%
21	ブラザー工業	日本	株式 電気機器	9,900	1,232 12,196,800	1,203 11,909,700	— —	0.94%
22	イビデン	日本	株式 電気機器	4,700	2,485 11,679,500	2,339 10,993,300	— —	0.87%
23	浜松ホトニクス	日本	株式 電気機器	3,000	3,520 10,560,000	3,470 10,410,000	— —	0.83%
24	ヒロセ電機	日本	株式 電気機器	1,200	8,230 9,876,000	7,720 9,264,000	— —	0.73%
25	ジーエス・ユアサ コーポ	日本	株式 電気機器	15,000	556 8,340,000	536 8,040,000	— —	0.64%
26	シスメックス	日本	株式 電気機器	2,700	3,020 8,154,000	2,945 7,951,500	— —	0.63%
27	アドバンテスト	日本	株式 電気機器	5,200	1,570 8,164,000	1,370 7,124,000	— —	0.57%
28	安川電機	日本	株式 電気機器	8,000	909 7,272,000	855 6,840,000	— —	0.54%
29	セイコーエプソン	日本	株式 電気機器	5,200	1,387 7,212,400	1,315 6,838,000	— —	0.54%
30	スタンレー電気	日本	株式 電気機器	5,200	1,409 7,326,800	1,312 6,822,400	— —	0.54%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.63%
合計	99.63%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
電気機器	99.63%
合計	99.63%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
設定時 (平成14年3月28日)	1,958,338,100	—	1,913.00	—	—
第1計算期間末 (平成14年7月10日)	1,757,029,971	1,759,773,487	1,716.35	1,719.03	1,716
第2計算期間末 (平成15年7月10日)	1,639,023,580	1,646,056,399	1,601.08	1,607.95	1,599
第3計算期間末 (平成16年7月10日)	1,716,773,196	1,725,669,149	1,677.03	1,685.72	1,681
第4計算期間末 (平成17年7月10日)	1,668,856,679	1,680,833,969	1,630.22	1,641.92	—
第5計算期間末 (平成18年7月10日)	2,169,636,639	2,183,763,699	2,119.41	2,133.21	2,090
第6計算期間末 (平成19年7月10日)	2,535,765,480	2,553,762,126	2,477.06	2,494.64	2,470
第7計算期間末 (平成20年7月10日)	1,837,570,472	1,860,695,855	1,795.03	1,817.62	—
第8計算期間末 (平成21年7月10日)	1,139,761,851	1,159,713,764	1,113.37	1,132.86	—
第9計算期間末 (平成22年7月10日)	1,282,650,395	1,295,753,755	1,252.96	1,265.76	1,244
平成22年7月末日	1,296,630,106	—	1,266.61	—	—
8月末日	1,166,728,518	—	1,139.72	—	—
9月末日	1,264,805,114	—	1,235.52	—	—
10月末日	1,265,560,184	—	1,236.26	—	—
11月末日	1,355,865,458	—	1,324.48	—	—
12月末日	1,406,958,036	—	1,374.39	—	—
平成23年1月末日	1,409,219,295	—	1,376.59	—	—
2月末日	1,440,812,430	—	1,407.46	—	—
3月末日	1,340,076,100	—	1,309.05	—	—
4月末日	1,315,209,511	—	1,284.76	—	—
5月末日	1,293,909,690	—	1,263.95	—	—
6月末日	1,307,999,218	—	1,277.72	—	—
第10計算期間末 (平成23年7月10日)	1,325,474,231	1,344,310,311	1,294.79	1,313.19	—
7月末日	1,260,688,358	—	1,231.50	—	—

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	2.68
第2計算期間	6.87
第3計算期間	8.69
第4計算期間	11.70

第5計算期間	13.80
第6計算期間	17.58
第7計算期間	22.59
第8計算期間	19.49
第9計算期間	12.80
第10計算期間	18.40

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△10.1
第2計算期間	△6.3
第3計算期間	5.3
第4計算期間	△2.1
第5計算期間	30.9
第6計算期間	17.7
第7計算期間	△26.6
第8計算期間	△36.9
第9計算期間	13.7
第10計算期間	4.8

[次へ](#)

(参考情報)

2011年7月29日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	123,150円
純資産総額	12億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-2.2%
3カ月間	-2.8%
6カ月間	-9.3%
1年間	-1.4%
3年間	-27.5%
5年間	-37.7%
設定来	-29.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,840円 設定来分配金合計額: 13,460円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
	02年7月	03年7月	04年7月	05年7月	06年7月	07年7月	08年7月	09年7月	10年7月	11年7月	
分配金	268円	687円	869円	1,170円	1,380円	1,758円	2,259円	1,949円	1,280円	1,840円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

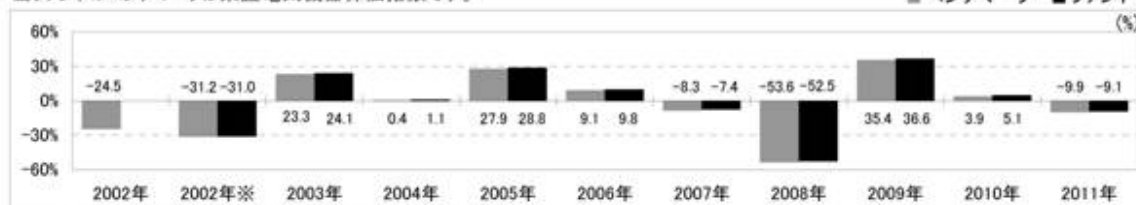
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	154	99.6%	電気機器	99.6%	キヤノン	電気機器	14.1%
国内株式先物	-	-			ファナック	電気機器	9.3%
不動産投資信託等	-	-			ソニー	電気機器	6.6%
コール・ローン、その他		0.4%			日立	電気機器	6.5%
合計	154	100.0%			パナソニック	電気機器	6.5%
株式市場・上場別構成					三菱電機	電気機器	5.5%
一部(東証・大証・名証)		99.6%			東芝	電気機器	4.8%
二部(東証・大証・名証)		-			京セラ	電気機器	4.2%
新興市場他		0.1%			村田製作所	電気機器	3.2%
その他		-			キーエンス	電気機器	2.9%
合計		99.6%	合計	99.6%	合計		63.8%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証電気機器株価指数です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2002年※は設定日(3月28日)から年末、2011年は7月29日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	0	0
第2計算期間	0	0
第3計算期間	0	0
第4計算期間	0	0
第5計算期間	0	0
第6計算期間	0	0
第7計算期間	0	0
第8計算期間	0	0
第9計算期間	0	0
第10計算期間	0	0

（注）当初設定数量は1,023,700口です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- イ. 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ロ. 受益権の取得申込者は、東証電気機器株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ハ. 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ニ. 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ホ. 前ロ. にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。
- ヘ. 前ロ. にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限りまゝ。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ト. 前ヘ. に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- チ. 販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- リ. 販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ヌ. 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前チ. に定める株式（前ホ. および前ヘ. に該当する場合の金銭を含みます。）または前リ. に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ル. 委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
1. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内

2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
 4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- フ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- ワ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- カ. 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭または担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2 【換金（解約）手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において信託契約の一部解約の実行を請求することはできません。

<交換>

- イ. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。
- ロ. 受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。
- ハ. 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時）までに交換請求をした場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- ニ. 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の振替受益権と交換するものとします。交換に際し、振替受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ホ. 前イ.にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、振替受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、振替受益権の交換請求を受付けることがあります。
 1. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内
 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）

4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- へ. 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。当該抹消にかかる手続きおよび後カ. に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後ル. または後ヲ. に定める当該交換にかかる振替受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ト. 受託会社は、後ル. または後ヲ. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後コ. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。
- チ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- リ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ヌ. 前リ. により交換請求の受付けを中止したときは、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして計算されるものとします。
- ル. 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる振替受益権と、当該振替受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。
- ヲ. 前ル. にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前ル. の請求にかかる振替受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の振替受益権と、当該振替受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。
- ワ. 前ヲ. に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。
- カ. 受託会社は、前へ. に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、別に定める期日から、振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれます。
- コ. 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

- イ. 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

- ロ. 前イ. の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ハ. 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- ニ. 前ハ. により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前ロ. に準じて計算されたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東証電気機器株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：
原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは東証電気機器株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.および前2.の各事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前4.から前6.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告
し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。
ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行な
いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの
規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から7.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の4.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからでも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

<支払方法>

- イ. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。
- ロ. 計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。
- ハ. 受益者は、原則として前ロ.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者を經由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定め

る手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前口、に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。

ニ、社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。

(a) 受益権は、前ハ、の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

(b) 前ハ、の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申し出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。

(c) 前ハ、の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。

ホ、追加信託時の受益者については、前口、に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

ヘ、前口、に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前ハ、に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

ト、受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、前口、の名義登録受益者にかかる収益分配金の未払い残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

チ、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

② 信託終了時の交換等

イ、委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。

ロ、委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

ハ、信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

ニ、受益者が前イ、の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年7月11日から平成22年7月10日まで）及び第10期計算期間（平成22年7月11日から平成23年7月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数

ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,687,540	13,172,790
株式	1,277,900,200	1,320,622,500
未収入金	7,071,729	9,050,274
未収配当金	2,738,000	3,033,300
未収利息	29	68
流動資産合計	1,297,397,498	1,345,878,932
資産合計	1,297,397,498	1,345,878,932
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,103,360	18,836,080
未払受託者報酬	730,592	697,186
未払委託者報酬	876,713	836,655
その他未払費用	36,438	34,780
流動負債合計	14,747,103	20,404,701
負債合計	14,747,103	20,404,701
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 1,958,338,100	※ 1 1,958,338,100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △675,687,705	※ 2 △632,863,869
（分配準備積立金）	2,741,592	3,063,569
元本等合計	1,282,650,395	1,325,474,231
純資産合計	1,282,650,395	1,325,474,231
負債純資産合計	1,297,397,498	1,345,878,932

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
営業収益		
受取配当金	16,311,281	22,268,728
受取利息	4,453	6,580
有価証券売買等損益	142,849,032	42,501,859
その他収益	23	22
営業収益合計	159,164,789	64,777,189
営業費用		
受託者報酬	1,410,264	1,385,510
委託者報酬	1,692,301	1,662,656
その他費用	70,320	69,107
営業費用合計	3,172,885	3,117,273
営業利益	155,991,904	61,659,916
経常利益	155,991,904	61,659,916
当期純利益	155,991,904	61,659,916
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△818,576,249	△675,687,705
分配金	※ 1 13,103,360	※ 1 18,836,080
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△675,687,705	△632,863,869

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	1,958,338,100円 －円 －円	1,958,338,100円 －円 －円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,023,700口	1,023,700口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は675,687,705円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は632,863,869円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
※1 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（16,315,757円）及び分配準備積立金（2,702,080円）の合計額から、経費（3,172,885円）を控除して計算される分配対象額は15,844,952円（100口当たり1,547円）であり、うち13,103,360円（100口当たり1,280円）を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（22,275,330円）及び分配準備積立金（2,741,592円）の合計額から、経費（3,117,273円）を控除して計算される分配対象額は21,899,649円（100口当たり2,139円）であり、うち18,836,080円（100口当たり1,840円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(追加情報)

第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
第9期計算期間（平成21年7月11日から平成22年7月10日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	137,139,658	43,034,888
合計	137,139,658	43,034,888

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 平成21年7月11日 至 平成22年7月10日	第10期 自 平成22年7月11日 至 平成23年7月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第9期 平成22年7月10日現在	第10期 平成23年7月10日現在
1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	1,252.96円 (125,296円)	1,294.79円 (129,479円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
イビデン	4,700	2,485	11,679,500	
コニカミノルタHLDGS	20,000	688	13,760,000	
ブラザー工業	9,900	1,232	12,196,800	
ミネベア	11,000	438	4,818,000	
日 立	172,000	483	83,076,000	
東 芝	151,000	424	64,024,000	
三菱電機	77,000	943	72,611,000	
富士電機	23,000	260	5,980,000	
東洋電機製造	1,000	376	376,000	

安川電機	8,000	909	7,272,000
シンフォニア テクノロジー	5,000	268	1,340,000
明 電 舎	8,000	357	2,856,000
オリジン電気	1,000	399	399,000
デンヨー	700	1,066	746,200
東芝テック	5,000	356	1,780,000
芝浦メカトロニクス	1,000	317	317,000
マブチモーター	1,000	4,140	4,140,000
日本電産	3,800	7,700	29,260,000
高岳製作所	3,000	256	768,000
ダイヘン	4,000	313	1,252,000
J V C ケンウッドHD	3,600	417	1,501,200
第一精工	200	3,055	611,000
日新電機	1,000	750	750,000
大崎電気	1,000	799	799,000
オムロン	8,500	2,258	19,193,000
日東工業	1,100	927	1,019,700
I D E C	900	924	831,600
エルピーダメモリ	6,800	908	6,174,400
ジーエス・ユアサ コーポ	15,000	556	8,340,000
サクサホールディングス	2,000	136	272,000
メルコホールディングス	400	2,163	865,200
テクノメディカ	1	307,500	307,500
日本電気	99,000	190	18,810,000
富 士 通	74,000	483	35,742,000
沖 電 気	28,000	82	2,296,000
岩崎通信機	3,000	87	261,000
電気興業	2,000	358	716,000
サンケン電気	4,000	478	1,912,000
ナカヨ通信機	1,000	190	190,000
アイホン	500	1,496	748,000
ルネサスエレクトロニクス	2,000	712	1,424,000
セイコーエプソン	5,200	1,387	7,212,400
ワコム	15	95,800	1,437,000
アルバック	1,400	1,963	2,748,200
アクセル	400	1,590	636,000
ピクセラ	300	235	70,500
ナナオ	600	1,582	949,200
日本信号	1,800	609	1,096,200
京三製作所	2,000	468	936,000
能美防災	1,000	505	505,000
ホーチキ	1,000	412	412,000
マスプロ電工	500	668	334,000
日本無線	2,000	240	480,000
パナソニック	89,100	1,009	89,901,900
シャープ	34,000	756	25,704,000
アンリツ	3,000	721	2,163,000
富士通ゼネラル	2,000	538	1,076,000
日立国際電気	2,000	651	1,302,000
ソ ニ ー	43,000	2,207	94,901,000
T D K	4,300	4,530	19,479,000
帝国通信工業	2,000	155	310,000
宮越商事	200	264	52,800
ミツミ電機	2,700	860	2,322,000
タムラ製作所	2,000	260	520,000

アルプス電気	6,000	848	5,088,000
池上通信機	2,000	68	136,000
パイオニア	10,800	387	4,179,600
日本電波工業	600	1,105	663,000
日本トリム	100	2,175	217,500
ローランド ディー. ジー.	300	1,105	331,500
山水電気	49,000	2	98,000
フオスター電機	700	1,580	1,106,000
クラリオン	4,000	154	616,000
S M K	2,000	357	714,000
ヨコオ	600	504	302,400
東 光	3,000	191	573,000
ティアック	4,000	36	144,000
ホシデン	1,900	722	1,371,800
ヒロセ電機	1,200	8,230	9,876,000
日本航空電子	2,000	585	1,170,000
T O A	1,000	519	519,000
ユニデン	2,000	352	704,000
アルパイン	1,500	1,165	1,747,500
スミダコーポレーション	500	771	385,500
アイコム	400	2,085	834,000
船井電機	700	2,210	1,547,000
横河電機	7,700	722	5,559,400
新電元工業	3,000	373	1,119,000
山武	2,100	1,802	3,784,200
日本光電工業	1,400	2,051	2,871,400
チ ノ ー	1,000	233	233,000
共和電業	1,000	277	277,000
日本電子材料	300	482	144,600
堀場製作所	1,300	2,662	3,460,600
アドバンテスト	5,200	1,570	8,164,000
小野測器	1,000	230	230,000
エスベック	800	605	484,000
パナソニック電工SUNX	700	500	350,000
キーエンス	1,700	22,560	38,352,000
日置電機	400	1,605	642,000
シスメックス	2,700	3,020	8,154,000
メガチップス	700	1,298	908,600
O B A R A	500	1,170	585,000
日本電産コパル電子	800	558	446,400
ミヤチテクノス	400	655	262,000
東京電波	200	570	114,000
澤藤電機	1,000	282	282,000
コーセル	1,100	1,400	1,540,000
日立メディコ	1,000	972	972,000
新日本無線	1,000	215	215,000
オプテックス	500	1,050	525,000
千代田インテグレ	400	1,081	432,400
東光電気	1,000	371	371,000
スタンレー電気	5,200	1,409	7,326,800
岩崎電気	3,000	247	741,000
ウシオ電機	4,600	1,548	7,120,800
岡谷電機	400	397	158,800
ヘリオステクノH	700	219	153,300
日本セラミック	500	1,650	825,000

新神戸電機	1,000	1,283	1,283,000
日本デジタル研究所	600	979	587,400
古河電池	1,000	582	582,000
双信電機	400	488	195,200
山一電機	800	272	217,600
図 研	400	581	232,400
日本電子	3,000	268	804,000
カ シ オ	7,300	586	4,277,800
ファナック	8,000	14,200	113,600,000
日本シイエムケイ	1,500	316	474,000
エンプラス	400	1,143	457,200
ロ ー ム	3,800	4,735	17,993,000
浜松ホトニクス	3,000	3,520	10,560,000
三井ハイテック	900	420	378,000
新光電気工業	1,900	770	1,463,000
京 セ ラ	6,400	8,480	54,272,000
太陽誘電	3,000	1,071	3,213,000
村田製作所	8,100	5,420	43,902,000
ユーシン	900	720	648,000
双葉電子工業	1,300	1,483	1,927,900
北陸電気工業	3,000	166	498,000
ニチコン	2,400	1,316	3,158,400
日本ケミコン	5,000	504	2,520,000
K O A	1,000	950	950,000
市光工業	2,000	202	404,000
小糸製作所	4,000	1,378	5,512,000
ミツバ	1,000	775	775,000
スター精密	1,400	872	1,220,800
大日本スクリーン	8,000	713	5,704,000
キャノン電子	700	2,202	1,541,400
キャノン	47,500	3,920	186,200,000
リ コ ー	23,000	926	21,298,000
日本電産サンキョー	2,000	556	1,112,000
MUTOHホールディングス	1,000	180	180,000
東京エレクトロン	6,000	4,565	27,390,000
合計	1,273,916		1,320,622,500

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年7月29日

I 資産総額	1,279,683,039円
II 負債総額	18,994,681円
III 純資産総額（I－II）	1,260,688,358円
IV 発行済数量	1,023,700口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1,231.50円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成23年7月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（C I O）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成23年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	6	20,084
追加型株式投資信託	379	7,194,881
株式投資信託 合計	385	7,214,965
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,693,745
公社債投資信託 合計	17	2,693,745
総合計	402	9,908,710

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,783,803	1,820,358
有価証券	26,970,072	18,987,155
前払金	136	579
前払費用	77,248	24,840
未収入金	3,858	6,925
未収委託者報酬	7,030,430	6,933,076
未収収益	90,787	41,963
貯蔵品	30,324	23,337
繰延税金資産	566,334	286,080
その他	256,955	501,484
流動資産計	39,809,953	28,625,803
固定資産		
有形固定資産	※1 1,186,818	※1 967,190
建物（純額）	318,162	332,407
器具備品（純額）	757,333	634,782
建設仮勘定	111,322	—
無形固定資産	1,751,209	2,414,530
ソフトウェア	1,558,342	1,364,617
ソフトウェア仮勘定	179,630	1,037,069
電話加入権	11,850	11,850
商標権	660	396

その他	725	596
投資その他の資産	10,657,920	18,825,476
投資有価証券	10,018,677	12,339,547
関係会社株式	737,012	5,141,069
出資金	178,806	142,215
従業員に対する長期貸付金	104,419	99,889
差入保証金	617,615	609,781
長期前払費用	8,402	7,607
投資不動産（純額）	※1 489,861	※1 490,114
貸倒引当金	※3 △1,496,873	△4,750
固定資産計	13,595,948	22,207,196
資産合計	53,405,901	50,833,000

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	46,289	46,454
未払金	7,304,929	6,501,119
未払収益分配金	31,110	27,599
未払償還金	261,645	119,838
未払手数料	3,847,895	3,725,807
その他未払金	※2 3,164,277	※2 2,627,872
未払費用	2,212,051	2,395,029
未払法人税等	692,446	895,379
未払消費税等	104,897	383,973
賞与引当金	838,400	263,000
その他	168,621	—
流動負債計	11,367,635	10,484,955
固定負債		
退職給付引当金	1,179,482	1,410,635
役員退職慰労引当金	39,300	59,160
繰延税金負債	1,963,856	1,977,913
固定負債計	3,182,638	3,447,708
負債合計	14,550,274	13,932,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	—
繰越利益剰余金	9,085,103	9,874,176

利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計	△73,774	△18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	—	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	61,884	※1 573,514
有価証券利息	87,447	23,029
受取利息	3,425	2,673
時効成立分配金・償還金	40,507	149,120
投資有価証券売却益	213,196	38,591
有価証券償還益	33,090	—
その他	82,595	45,094
営業外収益計	522,147	832,022
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	101,945	98,613
貯蔵品廃棄損	44,214	25,533
投資有価証券売却損	263,840	7,515
為替差損	7,870	—
投資不動産管理費用	—	20,028
その他	68,406	36,603
営業外費用計	486,276	188,294
経常利益	9,929,709	13,741,165
特別利益		
貸倒引当金戻入額	159,959	614,232
特別利益計	159,959	614,232
特別損失		
固定資産除却損	※2 16,233	※2 1,067
ゴルフ会員権評価損	—	21,290
減損損失	※3 76,450	※3 35,468
その他	—	768
特別損失計	92,683	58,595
税引前当期純利益	9,996,985	14,296,802
法人税、住民税及び事業税	4,592,433	4,834,931
法人税等調整額	△516,225	256,140
法人税等合計	4,076,208	5,091,072
当期純利益	5,920,777	9,205,730

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△2,800,000
当期変動額合計	—	△2,800,000
当期末残高	2,800,000	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	2,800,000
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△618,549	△18,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	600,487	△85,978
当期変動額合計	600,487	△85,978
当期末残高	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△55,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55,712	141,615
当期変動額合計	△55,712	141,615
当期末残高	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△618,549	△73,774
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	△73,774	△18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	△29,674	△1,955,290
当期末残高	38,855,627	36,900,336

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5年）に基づいておりま す。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左
5. ヘッジ会計の方法	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---	---

-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
-------	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
-----	（損益計算書） 1. 「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2. 「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「投資不動産管理費用」の金額は、17,078千円であります。 3. 「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（投資有価証券売却損益の計上区分の変更） 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は特別損失の区分において処理しておりましたが、投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常的に発生すると見込まれるものについては、実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の区分において処理しております。 この結果、従来の方法と同一の方法による場合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上されておりますが、税引前当期純利益に与える影響はありません。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3月31日現在)
※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 815,365千円 器具備品 1,938,369千円 投資建物 688,305千円 投資器具備品 27,339千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円 ※ 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 854,118千円 器具備品 2,129,756千円 投資建物 700,991千円 投資器具備品 28,141千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円 ----- 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
----- ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	※ 1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円 ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,067千円

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,450千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,750千円及び土地68,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,216百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,300円
- ④ 基準日 平成22年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 9,182百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3,520円
- ④ 基準日 平成23年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成23年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 (2)未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額	-----

支払リース料	985千円
減価償却費相当額	985千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（〈注2〉参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	—
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,012,542	34,012,542	—
資産計	45,826,776	45,826,776	—
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	—
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	—
(3) 未払費用（*1）	1,696,832	1,696,832	—
負債計	8,709,004	8,709,004	—
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	—
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

〈注1〉金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券(*1)	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(*1) 外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表には含めておりません。

（追加情報）

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（iii）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	—
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,154,565	30,154,565	—
資産計	38,908,001	38,908,001	—
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	—
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	—
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	—
負債計	8,305,391	8,305,391	—
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 737,012千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	△400,839
小計	29,207,737	29,608,576	△400,839
合計	34,012,542	34,042,996	△30,453

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）、外貨建資産担保債券（貸借対照表計上額（貸倒引当金控除前） 1,804,069千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840
合計	13,871,201	213,196	263,840

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	54,283	55,101	△818
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	△612,906
小計	25,332,266	25,945,990	△613,724

合計	30,154,565	30,329,983	△175,417
----	------------	------------	----------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	280,388	—	△7,985	△7,985
合計		280,388	—	△7,985	△7,985

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,303,784	—	△159,516	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,303,784	—	△159,516	

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	—	183,430	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,435,030	—	183,430	

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠 出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,179,482千円 退職給付引当金 1,179,482千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 175,249千円 その他 128,723千円 退職給付費用 303,972千円 なお、「その他」の128,723千円は、確定 拠出年金への掛金支払額であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,410,635千円 退職給付引当金 1,410,635千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 191,300千円 その他 143,564千円 退職給付費用 334,864千円 なお、「その他」の143,564千円は、確定 拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 915,392 貸倒引当金 609,077 退職給付引当金 479,931 賞与引当金 302,163 株式譲渡損繰延 287,965 投資有価証券評価損 225,062 外貨建有価証券換算差額 176,654 未払事業税 163,956 出資金評価損 126,163 その他有価証券評価差額金 65,652 未払社会保険料 44,836	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 928,499 退職給付引当金 573,987 連結法人間取引（譲渡損） 294,850 投資有価証券評価損 216,468 未払事業税 212,062 出資金評価損 128,238 その他有価証券評価差額金 125,395 賞与引当金 107,014 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 24,072 未払社会保険料 11,722

繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	△ 1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	△ 2,139,543	連結法人間取引（譲渡益）	△ 2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	△ 58,934
繰延税金負債		その他	△ 2,156
株式譲渡益繰延	△ 2,772,301	繰延税金負債合計	△ 2,833,392
その他	△ 2,156	繰延税金負債の純額	△ 1,691,832
繰延税金負債合計	△ 2,774,458		
繰延税金負債の純額	△ 1,397,521		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率（調整）	40.69%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	△ 4.14
		その他	0.07
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
							為替予約	3,946,508	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3. 大和証券エスエムビーシー(株)は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケット(株)に商号変更しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	—	—
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券 キャピタル・ マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	—	—
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 14,895.63円 1株当たり当期純利益 2,269.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（追加情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成22年12月20日付で、Shinsei Asset Management (India) Private Limited（現Daiwa Asset Management (India) Private Limited）およびShinsei Trustee Company (India) Private Limited（現Daiwa Trustee Company (India) Private Limited）への出資を行ない、当該2社を子会社といたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 342,037百万円（平成23年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 (平成23年3月末日現在)	③ 事業の内容
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	255,700	(注1)
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	38,500	(注2)
クレディ スイス証券株式会社	78,100	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	26,703	(注2)
ドイツ証券株式会社	72,728	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	32,945	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	(※) 18,000	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	126,149	(注2)
UBS証券会社 東京支店	60,000	

(※) 資本金の額は、平成23年4月22日現在のものです。

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 外国証券業者に関する法律に基づき証券業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受託証券とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成22年10月1日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第9期）・同添付書類
平成22年12月7日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年4月1日	半期報告書（第10期中）、有価証券届出書の訂正届出書
平成23年5月23日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年8月5日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信－東証電気機器株価指数の平成22年7月11日から平成23年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数の平成23年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津 広 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月13日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信－東証電気機器株価指数の平成21年7月11日から平成22年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数の平成22年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。